

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	一
○有害図書類の指定	(青少年課)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称及び所在地の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更	(同)	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○県営土地改良事業計画の縦覧(三件)	(農村振興課)	三
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	四
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧	(水産振興課)	四
○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託	(警察本部会計課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	五
○土地改良事業の施行の認可	(同)	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	五
○土地改良区役員の退任の届出	(同)	六

公 告

告 示

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (市町村課) 六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (下水道課) 七

正 誤

○宮城県公報平成二十一年号外第二号中 七

○宮城県告示第四百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 コスモス企画

一 代表者の氏名 三浦 一三男

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区花壇三番七・四〇一号

三 定款に記載された目的 この法人は地球温暖化対策とバイオサイエンスの振興と向上をめざすこと、及び安全性の確立を図ること、また活用上における経済的な可

能性を高めることを活動目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年三月三十一日

○宮城県告示第四百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告

示する。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 グリーンライフ東北

一 代表者の氏名 庄司 勝壽

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区大倉字上下山神一番地の五

三 定款に記載された目的 この法人は、「Green Life, Slow Education」をキーワードに、大倉地域を拠点とした仙台圏において地域資源を活

用した持続的な活動を行い、教育と地域振興（コミュニティ・ビジネス）を柱にした事業を展開することによって、次代を担う人づくりとともに豊かな自然環境や伝統の保全、そして地域の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年四月一日

○宮城県告示第四百六十七号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	CHUTTSPECIAL 5月号 16151・5	(株)ワニマガジン社
二	雑 誌	エロカツコe MAX vol.9 16496・05	(株)メディアボーイ
三	雑 誌	DVD DELUX 5月号 06345・05	(株)MCプレス
四	雑 誌	ゴクウ vol.1 3797・05	メディア・クライス(株)
五	雑 誌	アクションビザツDX 5月号 11463・5	(株)双葉社
六	雑 誌	ザ・ベストスペシャル 5月号 14077・5	KKベストセラーズ

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第四百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十年三月二十一日次の者を指定した。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
島中 賢司	消化器科	医療法人啓仁会 石巻ロイヤル病院	石巻市広瀨字焼巻一
佐々木直英	内 科	登米市立米谷病院上沼診療所	登米市中田町上沼字弥勒寺中下十二・六
三引 義明	外心臓血管科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五五・二
板橋 俊隆	眼 科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
大江 桂成	整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科	わくや整形外科	遠田郡涌谷町字下道二一

○宮城県告示第四百六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
内海 由也	内 科	気仙沼市立病院	気仙沼市字田中百八十四
伊勢屋貴史	眼 科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十

○宮城県告示第四百七十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所在地	所属医療機関の名称	所在地
深谷雄一郎	外 科	登米市立立沼病院	登米市立立沼	登米市立登米病院	登米市登米町寺池桜小路百

○宮城県告示第四百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
石井 宗彦	登米市立登米診療所	登米市立登米病院	登米市登米町寺池桜小路百
水野 德行	登米市立登米診療所	登米市立登米病院	登米市登米町寺池桜小路百

○宮城県告示第四百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五三〇〇四四一	フォンテヌ 仙台市若林区文化町十五番十二号	就労移行支援	社会福祉法人 愛子福祉会	平成二十年四月一日
○四一五二〇〇五九一	いずみ授産所 仙台市宮城野区安養寺二丁目一番二号	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人 愛子福祉会	平成二十年四月一日

○宮城県告示第四百七十三号

障害者自立支援法平成十七年法律第二百二十三号（第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
○四一五四〇〇六一三	フリースペースソレイユ 仙台市太白区四郎丸字前九十二	特定非営利活動法人フルハウス	平成二十年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営浅草地区土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取り消しの訴えを提起することができる。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年四月十八日から平成二十年五月二十日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市東和総合支所

○宮城県告示第四百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営上沼地区土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取り消しの訴えを提起することができる。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年四月十八日から平成二十年五月二十日まで

三 縦覧場所

登米市役所、登米市中田総合支所及び一関市役所

○宮城県告示第四百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営加ヶ巻地区土地改良事業（湛水防除事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取り消しの訴えを提起することができる。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年四月十八日から平成二十年五月二十日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市豊里総合支所

○宮城県告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所

大崎市鳴子温泉字湯元七四の一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百七十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十年四月十八日から平成二十年五月二日まで縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項		縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 本吉郡南三陸町歌津字大森 百四十三番地一 稲葉 久雄 本吉郡南三陸町歌津字泊浜 百一番地 阿部 長喜	加入区 歌津町 加入区	宮城県漁業協同組合 第一項の申出をする漁業協同組合の名称
		本吉郡南三陸町歌津字管の浜百九十四番地 宮城県漁業協同組合 歌津町支所

○宮城県告示第四百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を平成二十年三月二十七日次のとおり委託した。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 契約の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社団法人 宮城県交通安全協会

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年四月四日	村上伸一	柴田郡村田町大字沼辺字上野山一番地の十三	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成十九年十二月六日	太田豊成	柴田郡村田町大字沼辺字立石八十六番地	理事

○宮城県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、白石市土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）の施行を平成十八年十一月二十四日認可した。

平成二十年四月十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

○宮城県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宮城県松島町手樽土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋藤 俊夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年四月一日	樋口靖夫	宮城県松島町手樽字茨崎三十七番地四号	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年二月二十九日	高橋寛二	宮城県松島町手樽字元茨崎二十九番地三号	理事

○宮城県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、加美郡色麻町色麻土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大平 輝雄

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年四月一日	早坂勝一	加美郡色麻町四電字西原五十七番地二	理事
平成二十年四月一日	菅原紀朗	加美郡色麻町四電字北袋二番二十五番地	理事
平成二十年四月一日	今野宗男	加美郡色麻町王城寺字渡戸南二番地三	理事
平成二十年四月一日	相原昌昭	加美郡色麻町大字下新町五十一番地一	理事
平成二十年四月一日	浅野祝男	加美郡色麻町高城字館五十番地	理事
平成二十年四月一日	鈴木正行	加美郡色麻町黒沢字土利壇十九番地六	理事
平成二十年四月一日	金子政雄	加美郡色麻町小栗山字下原四十八番地三	理事

平成二十年四月一日	永山 敬男	加美郡色麻町志津字川前二十五番地	理事
平成二十年四月一日	堀籠 勝恵	加美郡色麻町一の関字高野北向一〇五番地	理事
平成二十年四月一日	田中 一壽	加美郡色麻町四電字二反田八番地一	理事
平成二十年四月一日	早坂 秀夫	加美郡色麻町高根字新山一番十二番地	理事
平成二十年四月一日	石原 慶孝	加美郡色麻町清水字屋敷三番地	理事
平成二十年四月一日	山崎 盛雄	加美郡色麻町黒沢字山崎三十三番地一	監事
平成二十年四月一日	佐藤 義一	加美郡色麻町四電字向町一番地	監事
平成二十年四月一日	高橋 三夫	加美郡色麻町大字上新町四十三番地三	監事

二 退任した者

平成二十年三月三十一日	菅原 重信	加美郡色麻町四電字指浪五十番地	理事
平成二十年三月三十一日	関井 正征	加美郡色麻町志津字鷹巣屋敷岸六十五番地	理事
平成二十年三月三十一日	田中 一榮	加美郡色麻町四電字松原二十七番地二	理事
平成二十年三月三十一日	小松 孝一	加美郡色麻町平沢字山下百二十一番地	理事
平成二十年三月三十一日	早坂 勇一	加美郡色麻町大字下本町北四十四番地	理事
平成二十年三月三十一日	浅野 忠雄	加美郡色麻町高城字八幡三番地	理事
平成二十年三月三十一日	早坂 公喜	加美郡色麻町高根字新山一番四番地	理事
平成二十年三月三十一日	石原 慶孝	加美郡色麻町清水字屋敷三番地	理事
平成二十年三月三十一日	早坂 勝一	加美郡色麻町四電字西原五十七番地二	理事
平成二十年三月三十一日	今野 宗男	加美郡色麻町王城寺字渡戸南一番地三	理事

平成二十年三月三十一日	鈴木 正行	加美郡色麻町黒沢字土利壇十九番地六	理事
平成二十年三月三十一日	田中 一壽	加美郡色麻町四電字二反田八番地一	理事
平成二十年三月三十一日	小嶋 保衛	加美郡色麻町大字上新町四十三番地三	監事
平成二十年三月三十一日	山崎 盛雄	加美郡色麻町黒沢字山崎三十三番地一	監事
平成二十年三月三十一日	佐藤 義一	加美郡色麻町四電字向町一番地	監事

○宮城県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年三月三十一日	柳 田 一	遠田郡美里町中埜字町二十九番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワーク監視及び保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部市町村課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十年三月二十四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 財団法人地方自治情報センター 東京都千代

田区一番町二十五番地

五 契約金額 五千四百八十七万四千九百六十一円

六 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十年度 二〇流下一・二〇二号 流域下水汚泥処分業務委託(その二) 年間 約三千トン

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十年三月六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 三菱マテリアル株式会社岩手工場 岩手県一関市東山町長坂字羽根堀五十番地

五 契約金額 一トン当たり一万五百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第一号該当

正 誤

○宮城県公報平成二一年号外第三二号(平成十一年三月三十一日付け)中

ページ

段

行

正

誤

二

上

七

専修学校

先週学校